

パブリック・コメント手続(意見募集)

横須賀市個人番号の利用に関する条例の
改正について

意見募集期間

令和6年(2024年)

1月11日(木)~1月31日(水)

お問い合わせ先：総務部総務課

電話 046-822-9474(直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

平成28年1月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に基づき、市町村等はマイナンバー(個人番号)を利用して事務を行っています。

今般、番号法の改正に対応することにより、市民の利便性の向上や、より一層の事務の効率化を図るため、「横須賀市個人番号の利用に関する条例(以下「条例」という。)」の改正を行うことを予定しています。

このたびのパブリック・コメント手続は、この改正内容について、ご意見を伺うものです。

【目次】

- ◆横須賀市個人番号の利用に関する条例の一部改正について ……………2
- ◆意見の提出方法 ……………3

○ 横須賀市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

1 条例の規定に影響が生じる番号法の改正について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)」により、番号法の一部が改正されました。

番号法に規定するマイナンバーを利用できる事務(以下「法定事務」という。)に準ずる事務として「準法定事務」が新たに規定され、当該事務の処理を行う際にもマイナンバーを利用することができるようになります。

2 番号法改正に伴う条例改正の概要について

新たに規定される準法定事務の処理についても、法定事務等と同様に、庁内連携を行うことができます。

※庁内連携とは

法定事務等のマイナンバー利用事務において管理する特定個人情報を、庁内の他のマイナンバー利用事務においても利用することをいいます。

番号法には、複数の事務間で特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報のことをいいます。)を相互に連携して利用するための規定はなく、庁内連携を行うには、条例に規定を置く必要があります。(番号法第9条第2項)

本市は、法定事務及び独自利用事務(市町村が条例で規定するマイナンバー利用事務)において庁内連携を行う旨の規定を置いています。(条例第3条第2項)

3 施行期日

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行の日

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和6年(2024年) 1月11日(木) から
令和6年(2024年) 1月31日(水) まで
- 2 宛 先 総務部総務課事務管理係
- 3 提出方法
 - (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
 - (2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。
 - ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
 - ・(市内在学の場合)学校名・所在地
 - ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
 - ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項
 - (3) 次のいずれかの方法により提出してください。
 - ア 直接持ち込み
 - ・総務部総務課(横須賀市役所本館1号館5階)
 - ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
 - ・各行政センター
 - イ 郵送
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所 総務部総務課
 - ウ ファクシミリ
046-822-7795
 - エ 電子メール
am-ga@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。